

平成24年11月 日
練馬区教育委員会

練馬区教育委員会いじめ問題対策方針（案）

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。その実現のためには、学校、保護者および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならない。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、新たな考え方でいじめ問題の対策を講じる必要もある。

そこで、練馬区教育委員会は、以下の取組を中心にして、すべての子供が安心して楽しく学べる学校づくりをより一層推し進めていく。

1 練馬区の基本姿勢

いじめはどの学校（園）にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 教育委員会の取組

※「・」は協議事項例

（1）新たな対応組織の整備

- ・有識者を含めた協議体の設置
- ・重大案件が発生した際は第三者機関による調査を実施

（2）いじめの的確な実態把握

- ・定期的ないじめ実態調査

（3）学校・教員への指導・助言

- ・いじめと認知された情報を学校と教育委員会が共有
- ・個別事例への適切な対応
- ・いじめ相談窓口の周知
- ・集団づくりおよび人間関係づくりに向けた支援

（4）幼児・児童・生徒への働きかけ

- ・いじめ一掃プロジェクトの充実

（5）保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・保護者および地域と一体となったいじめ解消に向けた取組の実施
- ・ホームページ、教育だよりおよびポスター等を活用した積極的な情報発信

- (6) いじめ改善に向けた制度の運用
 - ・ 性行不良による出席停止の適用
- (7) 就学前教育への支援
 - ・ 望ましい人間関係を構築する素地を培う保育の重視
- (8) 子供関連機関との連携強化
 - ・ 学校教育以外を所管する部署との定期的な情報共有の継続
- (9) その他
 - ・ いじめに関する相談や解決が難しい事例に対応する体制整備の検討

3 学校の取組

- (1) 定期的ないじめの実態把握と校内における対応
 - ・ いじめ調査の実施と長期的な見守り
- (2) 教員の指導力の向上
 - ・ いじめの発見と適切に対応する力の向上
- (3) 毅然とした指導の徹底
 - ・ いじめる側の児童、生徒および家庭に対する全教職員が一丸となった指導と支援
- (4) 児童生徒の主体的な活動の促し
 - ・ 児童生徒が自発的・自主的にいじめを考え改善する活動の促進
- (5) 保護者・地域との連携強化および啓発の促進
 - ・ 積極的な情報発信と、学校、保護者および地域が一体となったいじめ対応体制の構築
- (6) 関係機関との一層の連携
 - ・ 子供関連施設との情報共有
- (7) その他